

みやぎ霊園使用規程

公益財団法人アタラクシア

第1条（主旨）

本霊園の施設を利用する方は、この規程に従って下さい。

第2条（宗旨宗派）

本霊園は、宗旨宗派の如何を問わず何人でも使用できます。

第3条（使用申し込み）

本霊園の施設使用希望者は、本霊園所定の墓地使用申込書に所定事項を記載し、霊園事務所に墓地永代使用の申し込みをして下さい。

- 2 墓所は、墳墓として利用する目的以外に使用することはできません。

第4条（永代使用料及び管理料）

使用者は、別に定められた墓地使用料（以下使用料という）及び墓地管理料（以下管理料という）を所定の時期に納付して下さい。

- 2 使用料及び当該年度の管理料を完納されますと、墓地永代使用契約の成立（墓地永代使用権の発生。以下同権利を使用権という）の証として同使用料及び管理料完納後1ヶ月位の期間に、墓地永代使用許可証（以下許可証という）を交付致します。
- 3 管理料は、霊園内の共用施設の維持管理及び事務管理に要する費用です。
- 4 管理料の年度区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、管理料は年度開始前までに翌年度分を前納して下さい。
- 5 管理料の請求書は、本霊園から使用者の届出住所宛に発送致します。但し使用者の住所変更届出未済等で請求書が使用者の住所宛に送付されない場合であっても、管理料は所定の時期にお納め下さい。

第5条（許可証の再交付）

許可証を紛失または汚損した時は、すみやかに再交付の手続きをして下さい。

第6条（許可証の記載事項の変更）

許可証の記載事項に住所変更その他の変更があった時は、すみやかに管理事務所に許可証を持参の上、訂正の手続きをして下さい。

第7条（埋葬・改葬）

御遺骨を埋葬又は改葬する方は、事前に管理事務所に次の書類を提出して承諾を得て下さい。

- ①改葬・火葬許可証……市町村長の発行
- ②墓地永代使用許可証……みやぎ霊園発行
- 2 使用者の親族でない者の御遺骨を埋葬する場合は、事前に本霊園の承諾を得て下さい。
- 3 不特定多数の者を公募して御遺骨を埋葬することは、できません。

第8条（墓石・外柵工事）

使用墓地の外柵、墓石工事等を施工する場合、その工事を請け負った施工業者は、事前に霊園管理事務所に所定の金額（請負金額の13%）を納付の上、設備図面等の書類を添付した所定の工事申請書を提出し許可を受けて下さい。

- 2 使用範囲の区画を明らかにするために2年以内に石材をもって外柵を設けることとし、芝生墓地については、購入時に墓石まで施工して下さい。
- 3 墓地使用者の名義が異なる複数の墓地区画にわたり、外柵墓石及びこれに類するものを設けることは、できません。

第9条（埋葬場所の設備について）

外柵を設置する場合は、盛土の高さは地面（基礎）から0.6m以内とし、囲障の高さは1m以内とします。又、納骨設備（カロートなど）は雨水が溜まらないよう施工して下さい。

- 2 墓碑及びこれに類するものの高さは、盛土から2m以内とし、安全上、景観上支障のないものとして下さい。
- 3 使用墓地は、清掃除草をするなど衛生面にご配慮下さい。
- 4 芝生墓地区域など、第1号乃至第2号とは異なる制限を受ける区域については別に定めます。

第10条（使用権の承継について）

使用権の承継権利者は使用者の祭祀の承継者であって使用者の直系血族、配偶者及び兄弟姉妹とします。使用権を承継するときは、あらかじめ管理事務所に許可証を提示の上、本霊園の許可を受けて下さい。

- 2 使用権の譲渡転貸は、何人に対してもできません。

第11条（使用許可の取消し等について）

次の場合には、使用許可を取消す事がありますからご注意ください。

- ①使用者の死亡後2年を経過して祭祀を承継する者がいない時。
 - ②使用者である法人が解散した時。
 - ③使用者が管理料を3年以上納入しない時、または使用者と祭祀承継者との管理料未納期間が合算して3年以上にわたる時。
 - ④使用者が承諾を受けた目的以外に使用した時。
 - ⑤他の使用者の信仰に圧力を加えたり、近隣の迷惑になるような行為をした時。
 - ⑥使用者が前条の規定に違反した時。
- 2 前項第1号乃至第3号の場合、使用墓地内に無縁と認める埋葬焼骨のあるときは、別に定める無縁墓地に改葬をして、本霊園において御供養を致します。

第12条（使用権の放棄と墓所の原状回復）

使用者が使用権を放棄するときは、所定の申請書をもって管理事務所にお届け下さい。

- 2 前項により使用権を放棄したとき、または第11条により使用許可が取り消されたときは、発行済の許可証は管理事務所にお返し下さい。この場合、使用権は本霊園に帰属し、既納の使用料及び管理料は返還いたしません。但し、使用権を放棄したときについて、墓地使用契約日から3

年を経過しない期間内で、墓石外柵等の設備を行っておらず且つ納骨をしていない場合は、既納の使用料を別表1の通り返還します。また、既納の管理料の内、放棄日に属する年度以外の未経過分がある場合は、その額を返還致します。

- 3 使用権の放棄、または使用許可の取消しの場合においては、すみやかに墓所を原状に復し、御遺骨埋葬のあるときはこれを他の墓所へ改葬あるいは移転して下さい。
- 4 前項の措置を使用者が行わなかった場合は、本霊園がこれをなし、その費用は義務者にご請求致します。

第13条（証明書の交付）

墓地の使用者から本霊園外の墓地または納骨堂に焼骨の分骨を埋葬または収蔵を委託するために、本霊園内の使用墓地に焼骨の埋葬または収蔵せる事実を証する書類の請求があったときは、これを交付致します。

第14条（事務手数料）

事務を行う場合、別表2の手数料をご請求致します。

第15条（墓所の変更）

来園者の安全確保または事業執行の観点から、下記の事由があると認められるときは、外柵墓石が設置されているかに関わらず、墓所の変更をお願いすることがあります。

- ①天災地変により墓所の使用が困難になった場合
- ②擁壁や通路等の施設や設備を改修する場合
- ③墓地区画を再整備する場合

第16条（その他）

前各条に定めのない事項については、そのつど協議致します。

- 附則 1 本使用規定は、仙台市長から墓地経営許可のあった日から施行する。
昭和 41 年 9 月 19 日 宮城県指令第 10103 号
昭和 52 年 9 月 20 日 宮城県指令第 6439 号
平成 10 年 4 月 21 日 仙台市指令第 21 号
- 附則 2 本使用規定は、宮城県知事から認可のあった日から施行する。
平成 10 年 3 月 12 日 宮城県（生衛）指令第 23 号
- 附則 3 本使用規程第 8 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
平成 14 年 3 月 16 日
- 附則 4 本使用規程第 9 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
平成 19 年 5 月 28 日
- 附則 5 本使用規程第 4 条及び第 8 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
平成 22 年 6 月 25 日
- 附則 6 本使用規程第 1 条と第 3 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
平成 31 年 6 月 14 日
- 附則 7 本使用規程第 14 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
平成 31 年 3 月 14 日
- 附則 8 本使用規程第 8 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
令和元年 6 月 13 日
- 附則 9 本使用規程第 12 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
令和 2 年 3 月 13 日
- 附則 10 本使用規程第 4 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
令和 5 年 4 月 1 日
- 附則 11 本使用規程第 15 条の変更は理事会承認のあった日から施行する。
令和 5 年 6 月 13 日

墓地許可

- 昭和 41 年 9 月 19 日 宮城県指令第 10103 号
昭和 52 年 9 月 20 日 宮城県指令第 6439 号
平成 10 年 4 月 21 日 仙台市指令第 21 号
平成 20 年 3 月 3 日 仙台市指令第 111 号
平成 26 年 3 月 28 日 仙台市（H25 健保生）指令第 99 号
平成 26 年 8 月 5 日 仙台市（H26 健保生）指令第 83 号
平成 27 年 2 月 5 日 仙台市（H27 健保生）指令第 28 号

以上

【別表1】

墓地永代使用料の返金表（第12条2項）

令和2年3月13日現在

期間	要件	返金額
1年未満	放棄申請日が墓地契約日から1年未満で、墓石外柵等の設備を行っておらず且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の9割の額
3年未満	放棄申請日が墓地契約日から3年未満で、墓石外柵等の設備を行っておらず且つ納骨がなされていない場合	既納使用料の半額

【別表2】

事務手数料一覧表

令和6年11月1日現在

内容	金額（税別）
納骨	5,000円
許可証再交付	10,000円
墓地放棄申請	10,000円
各種証明書交付	2,000円

※1件当たりの金額

※料金は改訂する場合がありますので、管理事務所またはホームページでご確認下さい。